

市民交流センターフリーコミュニティの利用案内

フリーコミュニティって？

フリーコミュニティは、「塩尻市をもっといいまちにしたい」、「もっと暮らしやすいまちにしたい」というような、市民や地域の利益（公益）につながる活動（市民公益活動）を日頃から実践している市民活動団体などを支援するため、市民活動団体などが打合せ、作業、情報の発信・収集、交流の場として優先的に利用することができます。

利用するには？（利用できる時間：午前9時から午後10時まで）

机・椅子

① 予約して利用する場合は、団体登録が必要になります。

※団体登録申請書の提出と簡単な審査を行い、登録する団体の活動などを確認させていただきます。

② 予約は、フリーコミュニティ内に設置している予定表に団体名、利用場所（アルファベット）、利用時間を記入することにより受け付けられます。

※予約期間は次のとおりです。利用当日の朝、職員が予約のあるテーブルに予約席プレートを置きます。

(1) 1日～15日の利用 ⇒ 前月の16日午前9時から予約記入できます。

(2) 16日～末日の利用 ⇒ 当月の1日午前9時から予約記入できます。

※予約は先着順になりますので、予定表には左詰での記入をお願いいたします。

※予約無しで当日利用したい場合は、予定表の予約の入っていない時間帯に記入の上、空いている席を御利用ください。

※電話、ファックス、メールでの予約は受け付けません。（ただし、電話連絡による予約取り消しは可能です。）

③ 利用後は、ゴミや消しゴムかす等は持ち帰り、予約席プレートを所定の位置に返却いただくようお願いします。お帰りの際には、「利用報告書」（水色ファイル）を必ず記入してください。

※机、椅子、ホワイトボード、ついたて等を利用した場合は、必ず元の位置に戻してください。

※「利用報告書」は、予約をしないで利用した場合も（登録者は全員）記入してください。

④ 机・椅子等を予約してある団体で30分経過後もフリーコミュニティ利用が認められない場合、その場所を使いたい旨の依頼が市民活動支援係にあった場合に限り、利用を認めるものとする。

【机・椅子予約の流れ】



壁柱・パンフレットスタンド

① ポスター等の掲示物及びチラシ等は、必ず市民活動支援係が許可を出した上で、職員が掲示します。許可の無い掲示物を発見した場合は、撤去させていただく場合があります。また、許可した期間の終了及びイベント等の開催日を経過したものは、職員が廃棄します。回収を希望する場合は、申請時にお申し付けください。

② 壁柱の継続利用は、2週間を限度とします。ただしその他の利用予定が無い場合は、最長2ヶ月間に限り利用を許可しますのでお申し付けください。※大きさは最大A2サイズになります。

ロッカー

- ① 登録した団体で希望された団体は、1区画ずつ無料で利用できます。
- ② 活動に必要な資料や事務用品を保管できますが、貴重品等の保管はご遠慮ください。
※万一、保管物の紛失がありましても、市は責任を負いません。

レターケース

- ① 登録した団体は、1区画ずつ無料で利用できます。
- ② 活動に役立つセミナーや講習会の情報をお知らせしますので、フリーコミュニティご利用の際はこまめな確認をお願いします。
※市からのお知らせや団体間の連絡用に使用してください。住所地として郵送物を受け取ることはできませんので御了承ください。

キャビネット

活動に必要な備品等を保管しておくことができます。利用される場合は、お申し付けください。
【利用料：11,310円/年 令和5年度】

印刷機

登録団体の活動イベントなどのチラシ印刷は有料でお使いいただけます。（私的なものはお使いいただけません。印刷するものについては市民活動支援係で中身を確認します。）
【利用料：印刷物の種類、枚数等で金額が変わります。利用される場合は、市民活動支援係までお申し付けください。】

利用に当たっての注意事項

- ① 営利目的で行う事業及びその宣伝（物品等の販売又は契約の勧誘を含む。）を行うことはできません。
- ② 宗教活動又は政治活動を目的とする活動を行うことはできません。
- ③ 飲食は自由ですが、飲食により生じたゴミ等は、お持ち帰りください。
- ④ 調理器具は使用できません。ただし、ポットについては、事前に市民活動支援係の許可を得た上で使用することができます。
- ⑤ 物品等を販売する場合は、事前に市民活動支援係の許可を得てください。
- ⑥ 他の利用者の迷惑になるような行為は御遠慮ください。
※大きな音や声を出すなど。
- ⑦ 団体登録の内容に偽りの記載をし、または不正な手段によって登録をされた場合は、利用を中止し、団体登録を取り消しいたします。
- ⑧ 混雑時（土日祝日など）に登録団体による予約が無い場合、優先スペースを一般利用者に開放することがあります。予約なしで優先スペースを利用したい場合は、市民活動支援係までお問合せください。
- ⑨ 年1回以上、フリーコミュニティ全登録団体を対象とした意見交換会を実施しています。登録団体にはこの会議への参加及び事前アンケート調査への協力をお願いしています。

登録できる団体は？

主に塩尻市内で市民公益活動を行っている及びこれから行おうとする団体です。

≪市民公益活動とは≫

具体的には、次の条件を満たす活動のことを指します。

- ① 市民の自発的な活動であること。
- ② 塩尻市を基盤とする活動であること。
- ③ 営利を目的としない活動であること。（その活動から利益を生み出すのを禁ずるのではなく、利益の分配を禁ずるものです。）
- ④ 公益性のある活動であること。
- ⑤ 宗教、政治活動を目的としない活動であること。
- ⑥ 反社会的な活動でないこと。

≪活動分野≫

具体的な活動分野（特定非営利活動支援法に規定する市民活動の分野）

- 1 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- 2 社会教育の推進を図る活動
- 3 まちづくりの推進を図る活動
- 4 観光の振興を図る活動
- 5 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動
- 6 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- 7 環境の保全を図る活動
- 8 災害救援活動
- 9 地域安全活動
- 10 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- 11 国際協力の活動
- 12 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- 13 子どもの健全育成を図る活動
- 14 情報化社会の発展を図る活動
- 15 科学技術の振興を図る活動
- 16 経済活動の活性化を図る活動
- 17 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- 18 消費者の保護を図る活動
- 19 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動
- 20 上記の活動に準ずる活動として都道府県又は指定都市の条例で定める活動

※登録は1度行っていただければ、年度更新の手続きは不要です。ただし、登録内容に変更があった場合や団体が解散した場合は、すみやかに変更・廃止申請の手続きを行ってください。

【問い合わせ先】 市民交流センター市民活動支援係
電話 0263-53-3350